

# 規制の事後評価書

法令の名称：雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 27 条の 2（中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等）

規制の名称：中途採用比率の公表の義務化

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：職業安定局雇用政策課

評価実施時期：令和 8 年 3 月

## 1 事後評価結果の概要

### <規制の内容>

- ・ 人生 100 年時代において職業生活の長期化が見込まれる中、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活の更なる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備をさらに推進していくことが必要である。
- ・ このため、中途採用に関する情報の公表を求めることにより、企業が長期的な安定雇用の機会を中途採用者にも提供している状況を明らかにし、中途採用を希望する労働者と企業のマッチングを促進していく必要があり、常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主に対して、「正規雇用労働者の採用者数に占める正規雇用労働者の中途採用者数の割合」の定期的な公表を義務付けるものである。

### <今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

### <課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### <遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

### <行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

**<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>**

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

## 2 事前評価時の予測との比較

### <効果（課題の解消・予防）>

|                  |       | 算出方法と数値                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①中途採用に関する環境整備の推進 | 事前評価時 | 常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主に対し、中途採用比率の公表を義務付けることにより、求職者等が職業選択に資する情報を得られ、中途採用によるマッチングを促進するための環境整備が適切・効果的に行われることが期待される。                                                                                                                                                                |
|                  | 事後評価時 | 総務省「労働力調査（詳細集計）」によれば、転職等希望者数は 897 万人（2021 年）から 1023 万人（2025 年）に増加し、転職者数は、290 万人（2021 年）から 330 万人（2025 年）に増加した。<br>中途採用比率の公表義務付を通じて、求職者等が職業選択に資する情報を得られ、中途採用によるマッチングを促進するための環境整備が適切・効果的に行われたことによる効果が一定程度示唆される一方で、転職等希望者数と転職者数の間には依然として差があるため、引き続き、中途採用によるマッチングを促進するための環境整備を進めていく。 |

### <負担>

#### ■遵守費用（新設・拡充のみ）

|           |       | 算出方法と数値                                                                                                                                                       |
|-----------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①公表にかかる費用 | 事前評価時 | 常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主において、法に基づき、中途採用比率の公表を実施するための手続きに係る費用等が発生する。                                                                                            |
|           | 事後評価時 | 常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主において、法に基づき、中途採用比率の公表を実施するための手続きに係る費用等が発生した。なお、公表の方法については、自社のホームページの利用や厚生労働省がインターネット上に開設する「職場情報総合サイト「しょくばらば」」の利用等、大きな費用がかからないものを想定している。 |

#### ■行政費用

|               |       | 算出方法と数値                                                                      |
|---------------|-------|------------------------------------------------------------------------------|
| ①周知・指導等にかかる費用 | 事前評価時 | 国（都道府県労働局）において、義務が履行されない場合の指導等の事務負担が発生する。                                    |
|               | 事後評価時 | 国において、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」を策定し、中途採用者数の割合の公表義務について周知を行ったところ、実質的な費用は発生していない。 |

#### ■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

|   |       | 算出方法と数値 |
|---|-------|---------|
| ① | 事前評価時 |         |
|   | 事後評価時 |         |

#### ■その他の負担

・特になし

### 3 考察

- ・ 中途採用・経験者採用が活躍する企業における情報公表その他取組に関する調査研究を実施。
- ・ その中で、中途採用比率の公表について、
  - ・ 引き続き、中途採用比率の公表に関する周知が求められること
  - ・ 企業が情報開示の有用性・有効性を意識して採用活動に取り入れていくうえでは、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」のさらなる周知を図り、企業がこれを活用しながら、自社の実情に応じて採用活動の適切なタイミングで職場情報を開示することは有意義であることが示されたところ。
- ・ 同手引きの周知に取り組むことで、引き続き本件による便益の拡大に取り組む。

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第27条の2（中途採用に関する情報の公表を促進するための措置等）

規制の名称：中途採用比率の公表の義務化

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：職業安定局雇用政策課

評価実施時期：令和2年1月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

- 人生100年時代において職業生活の長期化が見込まれる中、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活の更なる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備をさらに推進していくことが必要である。
- このため、中途採用に関する情報の公表を求めることにより、企業が長期的な安定雇用の機会を中途採用者にも提供している状況を明らかにし、中途採用を希望する労働者と企業のマッチングを促進していく必要があり、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対して、「正規雇用労働者の採用者数に占める正規雇用労働者の中途採用者数の割合」の定期的な公表を義務付けるものである。
- こうした規制の新設を行わない場合は、上記のような目的が実現されない。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

- 中途採用をめぐる現状を見ると、転職によって入職した労働者数は長期的には増加傾向にあり、近年では大企業において大きく増加しているものの、正規雇用の採用者全体に占める中途採用比率は企業規模が大きくなるほど低く、大企業においては長期的な安定雇用の機会が新卒学卒者を中心に提供されている状況がうかがえる。一方、求職活動を行っていない者を含めると、転職希望者は約 643 万人、就業を希望する無業者は約 862 万人となっている。
- また、常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主に対して中途採用比率の公表について努力義務を課すことも考えられるが、努力義務では求職者等が職業選択に資する情報が十分に得られないおそれがある。
- これらを踏まえ、常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主に対して中途採用比率の公表を義務付けるものである。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- 遵守費用として、常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主において、法に基づき、中途採用比率の公表を実施するための手続きに係る費用等が発生する。
- また、行政費用として、国（都道府県労働局）において、義務が履行されない場合の指導等の事務負担が発生する。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制の新設のため該当せず）

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主に対し、中途採用比率の公表を義務付けることにより、求職者等が職業選択に資する情報を得られ、中途採用によりマッチングを促進するための環境整備が適切・効果的に行われることが期待される。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化することは困難。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の新設のため該当せず）

### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的影響及び波及的影響は想定されない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

規制の新設に伴う各種義務付けによって費用が発生するが、中途採用を希望する労働者と企業のマッチングが促進されるという便益がある。この便益は費用を大きく上回っており、適切な規制であると考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案として、中途採用比率の公表について、努力義務とすることが想定される。この場合、事業主の負担が軽減される一方で、中途採用比率の公表が十分に実施されとは限らないことから、求職者等が職業選択に資する情報が得られない等、法の実効性が確保されないおそれがあることから、費用が便益を上回ることも想定される。従って、代替案と比較すると、新設案の方が望ましいと考えられる。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者から



の情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(なし)

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

施行後 5 年を目途として、規制の施行状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難。